

鯨類に対する小型無人航空機(ドローン)の飛行に関するガイドライン

1 目的

小型無人航空機（ドローン）による接近および飛行音が、野生動物に対して影響を与える可能性が懸念される。このガイドラインは、小笠原海域においてドローンを飛行させる際に、小笠原のみならず世界全体の自然資源である鯨類への影響に配慮し、動物にストレスを与えず、その自然な行動を妨げないようにするとともに、鯨類の生息環境を守ることを目的として、一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会（以下、「協会」）が自主的に制定する。

2 適用海域

このガイドラインは、小笠原諸島沿岸 20 マイル以内の海域において適用される。

3 適用鯨種

このガイドラインは、すべての鯨類に適用される。

4 鯨類の上空での飛行について

ドローンにより鯨類に接近する場合は、その接近角度に拘わらず、対象鯨より 30 m 以内に接近してはならないこととし、以下のルールに則る。

- a 他船がウォッチングしている群れおよびウォッチング中の他船の上空を飛行させない。
- b 対象鯨の進行方向からは接近しない。
- c ドローンの接近により対象鯨およびその周辺の野生動物の行動に変化が見られた場合は、飛行を中止する。

5 特例規定

調査・取材等で上記ガイドラインによらずドローンを飛行させる場合は、事前に調査計画書・取材企画書を提出し、協会の許可を受けなければならない。なお、特例許可対象者は所定の特例旗を掲げることとする。

6 その他

このガイドラインは、ドローンの利用実態やドローン飛行による鯨類への影響に関する知見の蓄積に伴い、適宜内容の見直しを行う。

2022年2月7日 制定

一般社団法人 小笠原ホエールウォッチング協会